

日ラグ協発第13-292号
平成25年8月3日

関東ラグビーフットボール協会
会長 貴島 健治 様
関西ラグビーフットボール協会
会長 坂田 好弘 様
九州ラグビーフットボール協会
会長 徳田 昇 様

(公財) 日本ラグビーフットボール協会
専務理事 矢部 達



競技規則の改正（通達）

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、IRB よりこのほど、下記の通り、競技規則に関する改正の通達がありました。
日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。

貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1) 競技規則第 1 条 競技場の表面 (添付 1 を参照)
- 2) 競技規則 3.10 一時的交替 (添付 2 を参照)

※ 改正施行日： 2013 年 8 月 1 日

以上

競技規則第 1 条 改正・競技場の表面

改正箇所: 1.2 (a)

追加箇所: 1.2 (d) (e)

1.2 競技場に必要寸法

(a) 寸法: フィールドオブプレーは、長さ 100 メートルを超えない。両インゴールとも、長さ 22 メートルを超えない。競技区域は、幅 70 メートルを超えない。

(b) 競技区域の幅および長さは、できるだけ上記寸法に近づける。区画はすべて長方形である。

(c) ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも 10 メートル以上とする。

(d) 以下の(i)と(ii)の試合に関しては:

(i) 一つの協会のシニアの代表チームまたはそのすぐ下のシニアの代表チームと、別の協会のシニアの代表チームまたはそのすぐ下のシニアの代表チームによる試合

(ii) 7 人制の国際試合

グラウンドの寸法は、最大寸法にできるだけ近づけ、フィールドオブプレーは、長さ 94 メートル、幅 68 メートル未満にならないようにする。また、インゴールの長さは、最低 6 メートル以上あること*。

(e) 周辺区域は、可能な限り、5 メートル未満にならないようにする。

*個々の場合に応じ、協会が IRB に対して、競技場の最低寸法に関する免除申請を提出することができる。協会は、免除が必要なグラウンドの使用予定日から通常 3 カ月前までにラグビー委員会宛てに申請を行うことができる。提出された申請は、ラグビー委員会が直接または E メールにて検討を行う。

改正理由: 国際試合における競技場の最低寸法を、ラグビーワールドカップで認められている最低サイズに合わせて定めるため。

競技規則 3.10 改正・一時的交替

- (a) プレーヤーが抑えられない出血を伴う負傷をした場合(出血を伴う負傷)、そのプレーヤーの一時的交替を認める。負傷したプレーヤーは、出血が抑えられたら、および/または、覆われたらただちに、プレーに戻らなければならない。一時的に交替されたプレーヤーが競技区域から出て経過時間 15 分以内にフィールドオブプレーに戻ることができない場合、一時的交替をしたプレーヤーは正式な交替となる。元の一時的に交替されたプレーヤーはフィールドオブプレーに戻ってはならない。
- (b) 国際試合では、一時的交替が必要な出血を伴う負傷かどうかを、マッチデー・ドクターが判断する。
- (c) 出血を伴う負傷ではない軽い切り傷や擦り傷は、他の理由でプレーが停止した際に処置されるべきものである。
- (d) 一時的交替をしたプレーヤーが負傷した場合には、さらに交替を認める。
- (e) 一時的に交替をしたプレーヤーが不正なプレーにより退場となった場合には、元の一時的に退出していたプレーヤーは再度競技区域に戻ってはならない。
- (f) 交替したプレーヤーが一時的退出（シン・ビン）を命じられた場合、一時的に退出していた元のプレーヤーは、一時的退出（シン・ビン）が終了するまで競技区域に戻ることができない。

日ラグ協発第13-293号
平成25年8月3日

関東ラグビーフットボール協会
会長 貴島 健治 様
関西ラグビーフットボール協会
会長 坂田 好弘 様
九州ラグビーフットボール協会
会長 徳田 昇 様

(公財) 日本ラグビーフットボール協会
専務理事 矢部 達三



IRB 競技に関する規定の改正(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、IRB よりこのほど、下記の通り、IRB 競技に関する規定の改正と追加の通達がありました。日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。

貴協会におかれましても加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | | |
|----|----------------|--------|------------|
| 1) | 競技に関する規定第 10 条 | 医学関連事項 | (添付 1 を参照) |
| 2) | 競技に関する規定第 15 条 | 国際試合 | (添付 2 を参照) |

※ 改正施行日：2013 年 8 月 1 日

以上

第 10 条 医学関連事項

10.1 脳震盪¹

10.1.1 脳震盪は、極めて深刻に取り扱われなければならない。「IRB 脳震盪ガイドライン」には、以下の対処の手順が記されている:

- (i) 適切な資格を有している人物(当該管轄区域内の規定に従って) (ヘルスケア専門家) によって脳震盪と診断されたプレーヤー、または、
- (ii) 脳震盪を起こした疑いのあるプレーヤー

「IRB 脳震盪ガイドライン」(www.irbplayerwelfare.com)は、最新の医学に基づいて、適宜、更新されるものとする。

10.1.2 試合中、または、練習中に脳震盪と診断されたプレーヤーはすべて、必ず:

- (i) フィールドオブプレーから離れ、その日は、プレーや練習に戻ってはならない。
- (ii) 「IRB 脳震盪ガイドライン」に記載されている段階的復帰の手順を踏まなければならない。

10.1.3 脳震盪の診断を行う適切な資格を有している人物(当該管轄区域内の規定に従って) (ヘルスケア専門家)がいないなか、試合中、または、練習中に脳震盪を起こした疑いのあるプレーヤーはすべて;

- (i) 必ず、フィールドオブプレーから離れ、その日は、プレーや練習に戻ってはならない。
- (ii) 適切な資格を有している人物(当該管轄区域内の規定に従って) (ヘルスケア専門家) が診て、脳震盪を起こしているかいないか、判断を行う。
- (iii) いずれの場合においても、「IRB 脳震盪ガイドライン」に記載されている段階的復帰の手順を踏まなければならない。

10.2.4 「IRB 脳振盪ガイドライン」では、子どもや青年(18歳未満)のプレーヤーの脳振盪およびその合併症における、より高いリスクについて注意を喚起している。これらのプレーヤー達に脳震盪の疑いがある場合は、プレーへの復帰や、プレーや練習の続行をさせないように、さらなる注意が必要である。

¹脳震盪は、脳への直接的または間接的は外傷的な衝撃によって引き起こされた複雑な(病態生理学的)プロセスで、一時的な脳機能障害をもたらす。プレーヤーは、意識消失を伴わずに脳震盪を起こしている場合がある。脳震盪には、時間とともに順次消失していく段階的な臨床的症狀や徴候に応じた分類がある。脳震盪は、器質的損傷よりも機能的障害を反映しており、一般的な神経画像検査においては、通常、異常所見はみられない。

第 15 条 国際試合

15.3 マッチデー・ドクター

- 15.3.1 すべての国際試合において、ホスト協会がマッチデー・ドクターを指名する。マッチデー・ドクターの役割は、「IRB マッチデー・ドクターマニュアル」(www.irbplayerwelfare.com)に記載されている。マッチデー・ドクターマニュアルは、最新の医学に基づいて、適宜、更新される。